

Zenkoku Aozeiien

山田執行部集大成!!

# 主月税連

180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
**191**  
192  
193  
194

July.15.2023 No. **191**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Content

---

**会長退任挨拶** ————— P.3~4

全国青税ならではの活動の原点を再確認 — 会長 山田 隆一

---

**各部長一年間を振り返って** ————— P.5~8

---

**日税連との懇談会** ————— P.9~16

日本税理士会連合会執行部との懇談会 — 広報部長 宮島富久雄

---

**韓国税務士考試会** ————— P.17

韓国税務士考試会定期總會出席報告 — 国際部長 山本 祥嗣

---

**法対策情報** ————— P.18~20

法対策部より活動報告 — 法対策部長 藤原 功子

## 会長退任挨拶

# 全国青税ならでの活動の 原点を再確認



会長 山田 隆一

### 1. はじめに

全国青税の会員の皆様、こんにちは。平素は全国青税の活動に多大なるご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございます。第56代会長の近畿青税の山田隆一です。就任から瞬く間に退任の挨拶をさせて頂く時期となり、寂寥感に打ちひしがれますが、一年間の活動を思い起こして報告をさせていただきます。

私の就任した神奈川大会は、未だ新型コロナウイルス感染症第七波の影響を色濃く受ける時期で、会員の参加見合わせが多数発生するなど、慎重な運営を余儀なくされました。

幸いその後は緩やかに事態が推移し、毎月の理事会は年間を通して現地開催ができ、懇親会も大きな問題なく実施することができました。特に本年5月以降はコロナが第5類に分類されたこともあってか、現地参加の会員が急速に増えました。全国青税の良さはその理念を共有した全国の仲間が、税理士業界に取り巻く諸問題について、あるべき税理士制度、あるべき租税制度確立に向けて議論をし、また仲間との懇親を深め、一体感を持って活動していく。そう

いったコロナ前は当然に行えたことに制限がかかり、全国青税らしさ、存在意義を見失いかけていた会員もおられたかもしれませんが、リアル開催が可能になり、全国青税ならでの活動を再開することができました。私自身も、各单位青税の行事に積極的に出席をし、各地の会員と懇親を深められたことは一生の思い出になるでしょう。

また部会や理事会はオンラインを併用したハイブリッド開催により現地参集しなくても参加が可能になり、また各单位青税の一部オンライン研修に、会員が相互に参加できるといった、会員同士が交流しやすい環境を整えることができました。

さて世界情勢に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による世界の分断、各国のコロナ禍における公的債務の急増や中央銀行の利上げに端を発するインフレの高止まり、資源不足による物価高騰などの事態が生じています。我が日本においても物価上昇に加え、最低賃金の引上げ、少子高齢化による慢性的な人不足など、とりわけ日本の中小零細企業の負担が目を追うごとに重くなっています。そのような状況下、10月からインボイス制度

が開始されようとしています。令和5年度税制改正において免税事業者の負担軽減措置、小規模零細事業者の事務負担軽減措置は決定されましたが、事業者の事務負担軽減の観点や税の「公平、中立、簡素」の視点に立てば全く不十分な措置で、全青税としては、可能性の残されている限り制度反対の声を上げ続けなければならないと思います。

この点、本年度はインボイス制度反対を事業の中心におき活動をしてまいりましたが、最後まで機運を高める事ができなかった点が大いなる反省点です。

### 2. 税理士制度について

令和4年税理士法改正において、受験資格要件が改正され、会計科目の受験資格要件の撤廃など見直しが行われました。各種専門学校の調査では、税理士試験受験者の大幅増が見込まれるとのこと。ただし若年者が会計科目に合格した場合にも、税法の受験資格は満たさないといった問題が想起され、税理士試験制度の更なる改革が必要であると考え、部内の意見を取り纏め、次期税理士法改正に向けた意見書を日本税理士会連

合会に提出しました。

内容は①税理士の資格取得のあり方について、税理士資格は原則として税理士試験合格者に付与すべきである②弁護士、公認会計士について現行の税理士法を見直し、一定の試験合格を要件とすべき③修士取得者について、会計及び特定の税法合格を要件とすべき④試験の実施回数を増やす⑤いわゆる国税OB等については指定研修制度を廃止し、一定の試験合格を要件とすべき⑥受験資格や試験科目の更なる見直し⑦試験の信頼性、公平性の確保、情報公開について利便性の向上⑧税理士の使命のあり方、といった要望項目です。

### 3. 税制改正について

税制改正に関する要望では、昨年に引き続き租税の三原則である「公平・中立・簡素」のうち、簡素の視点を重視し、令和6年度税制改正に関する要望書を提出しました。その後ホームページに掲載したところ、一般の方からSNSにお褒めの言葉を頂戴した事は役職冥利に尽きる出来事でした。

本年度は並行してインボイス制度廃止を主題に、国会議員への陳情を行うとともに、国会議員と全青税の意見交換会を初開催、またインボイス問題検討、超党派議員連盟によるヒアリングの場に参加するなど、従来の陳情活動よりも一歩踏み込み、我々の主張を法改正の現場へ届けるべく活動を行いました。

また全国三青会では青法協、全青税とインボイス制度廃止に関する共同声明を出すべく意見集約する方法を模索しました。

執筆時点では未実現ですが、次年度以降も全青税の掲げる理想を実現すべく、各種団体の賛同を得て積極的に活動を続ける事も必要であると考えています。

### 4. 納税者権利憲章について

税は国家運営に必要不可欠なもので、民主主義国家である日本においても例外ではなく、国民は納税の義務を負うため、納税者の権利を明示し、保護することで国民納税者の自発的な納税を促すことが国の責務であるはずですが、日本では未だ諸外国の様な「納税者権利憲章」に代表される権利保障制度が制定されていません。全青税では2年がかりで納税者権利憲章制定の必要性を議論し、時代に即した要望書を完成させ、本年度において提出しました。

### 5. 魅力ある税理士像を発信するための行動について

税理士を目指す若者に対して、魅力ある税理士像を発信するための施策として、税理士PR委員会を立ち上げ、活動を行いました。職業紹介セミナー形式で、大学生向けの授業を担当し、比較的年代の近い会員が税理士の魅力をPRし、学生からは「税理士に興味を持った」「税理士を目指したくなった」など概ね好評をいただきました。本年度中は僅か2校での実施となりましたが、次年度以降も全青税の組織の強みを生かし、税理士を目指す若者の裾野を全国的に広げたいと考えています。

### 6. 韓国税務士考試会との交流について

令和4年11月には韓国税務士考試会の総会出席のため訪韓することが叶いました。令和元年に釜山を訪問してから、コロナ禍で両国を行来することができず、約3年ぶりの交流となりました。平成12年8月5日の友好協定締結から20年を超える親密な関係が続けており、次年度においては勉強会も再開できる予定です。準備を含め全てを引き受けていただいた国際部に感謝申し上げます。

### 7. 全国青税の組織の拡充について

全国青税の組織拡大は重要なテーマです。本年度、みちのく理事会の際には仙台の未加入の税理士とのコンタクトをとり、座談会を行いました。また令和5年7月には昨年に引き続き、広島青年税理士クラブとの懇談を予定しており、未加入青税とのコンタクトも積極的に継続させたいと考えています。

### 8. 結びに

アフターコロナで元の活動スタイルにようやく戻ったと思える一年でした。振り返るとやり残したことや、こういう風にしたいと思うこと、足りない部分も記憶をよぎりますが、ともあれ会員の皆様の温かな温情を励みに会長職をやり抜くことができました。

最後に私の我儘に一年間お付き合い頂き、絶大なるご支援を頂いた執行部の皆様、本当に感謝申し上げます。一年間本当にありがとうございました。

## 一年を振り返って



## 総務部

部長 東

紘太郎

(近畿)

一年間総務部長を務めさせていただきました、近畿青税の東紘太郎です。昨年の定時総会で総務部長に就任し、「普段からこんなに長い文章を読み上げたことがないので、せめてマスクを外させてください」と言って事業計画を発表してからもう1年が過ぎたのですね。今ではコロナもすっかり落ち着いたようで、開催を見送っていた全青税事業も徐々に復活してきました。それは、総務部長の仕事が激増することを意味します。

本年度は、みちのくから博多

まで、全国各地で理事会をリアル開催することができました。すべての理事会においてZoomを併用しましたが、ご当地会員の協力がなければ会場の設営などはできなかったことでしょう。この場を借りてお礼申し上げます。総務部長の仕事はこれだけではなく、法対策部、研究部、国際部、全国大会実行委員会、日税連執行部との懇談会、国会陳情といった、すべての事業にほんのちょっとだけ関わっています。3年ぶりに開催された韓国税務士考試会の総会に來

賓として訪韓したこと、インボイス制度の廃止を求めて国会議員へ陳情に行ったこと、全青税ならではの事業に参加できたことで、海外の税理士制度や税制についての議論に触れ、税理士という制度や職業について考えさせられる機会となりました。様々な経験をできたことは、今後の人生にもきっと役に立つことでしょう。一年間ありがとうございました。

最後に山田会長、一年間お疲れさまでした。



## 経理部

部長 大和屋 美 幸

(東京)

本年度全国青税の経理部長を担当いたしました、東京青税の大和屋（やまとや）美幸と申します。無事首が繋がったまま退任の挨拶を執筆できることを心より喜んでおります。

帳簿を作るにあたり、過去数年分の仕訳一覧をチェックしました。全青の部長職は一年ごとなのですべて担当者が違います。これがなかなか面白いもので、摘要の書き方にずいぶん性格がでていました。また、定期的に送られてくる経費精算書も送り方は人それぞれ。送り状一

つとっても個性豊か。良い悪いではなく、とても勉強になり今後に生かそうと思います。

ここ数年は感染症の影響で理事会を欠席していましたが、部長に就任したので理事会はなるべく現地参加していました。やっぱり Face to Face はいいですね。新たなゴルフ仲間がたくさんでき、楽しいイベントが増えました。異国の地の同業者とカンタンに仲良くなれるのは全青ならではの。観光ガイドには大々的に載っていないディープな場所へ誘ってくださることも

しばしばですので、新たに理事に就任される方はぜひ積極的に理事会へ参加していただきたいと願っています。

最後になりますが、経理業務にあたり事務局の鴻野さん、会長の山田さん、総務部長の東さん、前任者の土肥さんには大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

なお、今年度一番笑ったのは近畿と関東のイントネーションの違いということも、ここに記しておきます。



## 研究部

部長 辻 田 学  
(近畿)

研究部の職務はシンポジウムの開催と論文のとりまとめです。シンポジウムは昨年度より秋季に単独で開催する形式から8月に全国大会と同日開催という形式に変わりました。運営方法などまだまだ手探りのところもありますが、過去から繋がってきたシンポジウムを時代が変わっても継続していくことができる形を作っていく思いで1年間取り組んできました。部会の開催は毎回WEBで行うことができるようになり、全国各地に

いる部員の皆が集まるという負担なく、いつでも開催できるようになったので、その点は今後も継続していければいいのかなと思います。

全青活動全体の感想としては、今年度は3年ぶりにほぼすべての理事会を現地で参加することができました。現地での熱気や緊張感を久しぶりに味わうことができ、刺激的でパワーをもらえる感覚がありました。これはWEBでは味わえないリアルの良さだと思います。そして、

懇親会で全国各地のメンバーの方と交流ができたり、地元である近畿のメンバーとご当地のグルメを食べたり、遊んだりできることが全国青税活動の魅力なのだとは再確認でき、本当に楽しい1年を過ごすことができました。ありがとうございました。



## 組織部

部長 石 澤 健 太  
(神奈川)

組織部長を一年間務めました、神奈川青税の石澤健太と申します。

まずは全青組織部員の皆様、理事の皆様、各単位青税の会員の皆様のご協力を頂きましたこと、感謝申し上げます。

今年度の組織部の事業計画に『各単位青税からの情報収集』と『全青未加入の青年団体との交流を図ること』を掲げました。前者について、各単位青税の直近5年間の会員数増減状況と、合格者祝賀会の開催方法や参加人数、入会者人数、入会後のフォ

ロー体制など、様々な項目のアンケートについて、ご回答を頂きました。集まった回答を見ると、各単位青税が独自の特色や工夫によって、組織活動を行っていることが分かり、大変参考になりました。特に近畿青税に関しては、連盟各支部の青税活動について具体的に知ることができ、有意義なアンケート結果になったのではないかと考えます。

後者の交流については、3月にみちのく青税さんと、7月に広島青税さんとそれぞれ懇談の

場を設け、色々な情報交換をすることができました。広島青税は、現在は全青加入団体ではありませんが、今後も交流を継続して関係性を深められればと考えております。

組織活動は、一長一短に結果が出るものではなく、地道な活動がいつか身を結ぶものだと考えます。この一年間で会員数が激増したわけではありませんが、アンケートの結果や各地の青年団体との交流が、いつか全青活動の有意義な結果に繋がることを祈念しております。



## 厚生部

部長 佐々木 靖高  
(岐阜)

1年間厚生部長を務めさせていただきました、岐阜青税の佐々木靖高です。

厚生部の活動は、慶弔見舞金の手続、理事会後の懇親会の開催、全国大会の懇親会の運営をしました。

今年は、昨年と異なり理事会後の懇親会を開催することができるようになり、少しずつコロナ前を取り戻しつつあるのかなと実感しているところです。私は全青の理事になって2年目のため、現地での理事会に初めて

参加したのが福岡理事会でした。懇親会の仕切りは厚生部の仕事のため、懇親会の進行をしながら自分で自己紹介をするという不思議な経験もさせていだいたのを覚えております。これまでは岐阜青税の会員との懇親のみでしたが、全国の理事の皆さんと懇親を図ることができ、貴重な経験をさせていただきました。

私は、数回しか現地の理事会に参加することはできませんでしたが、懇親会の準備をしてい

ただいた現地の単位青税の皆様にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

今後も、全国青税の活動に参加させていただき、皆さんと懇親を深めることができたらと思っています。1年間ありがとうございました。



## 法対策部

部長 藤原 功子  
(近畿)

法対策部長を務めさせていただきました近畿青税の藤原功子です。以前はコロナ禍に配慮して、理事会が地元開催されるとき以外はZoom参加ばかりしてましたので、恐らく今年度法対策部長になっていなければ、現地に行くことなく全青税から少し遠ざかっていたかもしれないと思う今日この頃です。ですから、この一年間、法対策部長として現地参加以外の選択肢がなかったことは、再び各单位青税の皆様と交流できる貴重な機会となり、大変ありがたく感じております。毎回、法対策部長として神経を使う場面もあり一気に白髪が増えそうな危機感が

ありましたが、この1年間の活動は、私にとって得るものも大きかったと思います。時間に迫られ、心が折れそうになることもありましたが、そこを乗り越えていくことで、今、日々の税理士業務の中での自信にも繋がっているように思います。座右の銘「超えられない壁はない」を強く感じた一年でした。

法対策部の具体的な活動報告につきましては、この後に記載しますのでここでは割愛させていただきます。活動報告に記載した以外の間接的な活動の報告としましては、三青会にて税制に関する全青税の意見を熱く語らせていただき、そこからの繋

がり、山田会長とともに鳥根県出雲市にて全青司様に向けたインボイス制度に関する研修会の講師を務めさせていただきました。また、国会陳情で衆議院会館へ入館したことは、おそらく私の人生において最初で最後の経験だと思います。陳情後に衆議院会館で歴代首相の似顔絵が書かれたノートを購入しましたが、改めて見ると、使い道がなく笑えてくるのですが、これもひとつの思い出です。

いつも思うことですが、青税において多くの仲間とともに貴重な経験ができることは私の人生において大きな宝です。1年間ありがとうございました。



## 国際部

部長 山本 祥嗣

(個人・愛知)

就任時はまだコロナの闇の中において、どこか頭の片隅では交流事業は難しいとの考えがありました。しかし海外の往来が急速に回復し、11月の韓国税務士考試会定期総会への出席のため急ピッチで準備を進めたことが思い出されます。そうした中で訪れたソウルでしたが、改めて考試会のみなさんの歓迎を受け、言葉の壁を越えて再会を喜び合うことができたことはまさに感慨無量でした。

国際交流ができない前提で企画していた租税条約の研究活動は当初想定したような会員向け

報告会のような形での還元には至りませんでした。各自がテーマをもって情報に当たり、その打合せの中でそれぞれの近況を話していただくことを通じて、各部員の認知度が高まり、Zoomを通じても親睦を深めることができたのではと思います。まず自分のために目的を持って活動する、それが誰かに刺激を与え、お互いに成長できることが青税活動の魅力だと信じて、部会を運営してきました。

この原稿執筆時点では考試会のみなさんを8月の全国大会にお迎えする準備をしつつ、

10月開催予定の勉強会に向けて発表内容を検討している段階です。テーマも税理士事務所の経営に着目したものとし、自らの置かれた状況を再認識し、他の会員の取り組みにヒントを得て、将来につながる活動になればと考えて突き進んでいます。任期満了に向けて忙しさが集中してしまう、従来の国際部の雰囲気に戻りつつありますが、最後までやり遂げ、この価値ある国際交流を次世代に引き継いでいきたいと思っています。



## 広報部

部長 宮島 富久雄

(名古屋)

広報部長を務めました名古屋青税の宮島富久雄です。広報部では広報誌の発行とホームページでのブログ(活動報告)の更新により、会員のみなさまやホームページを見ていただいた方に全青税の活動をお伝えしてきました。部長に就任した昨年8月はまだまだコロナが猛威をふるっていましたが、全青税はひとつ、またひとつとコロナ前のような活動を取り戻してきました。その様子を広報からも感じ取っていただけたのではない

かと思いますが、いかがでしたでしょうか。

私自身あまり広報に関する経験がなく至らぬこともあったかと思いますが、広報活動には広報部以外の多くの会員の協力が必要であることを実感しました。本当にたくさんの方にご協力をいただきありがとうございました。みなさまの協力なくして広報部の活動は成り立ちません。この場を借りて御礼申し上げます。

次年度は年間を通してコロナ

による制限がない活動が展開されることと思います。魅力ある全青税の活動をお伝えするためにも、私がかうまくできなかった点なども含め次期の広報部にしっかり引き継ぎしていきたいと思っています。1年間ありがとうございました。

# 日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和4年12月2日（金）日本税理士会館

広報部長 宮島 富久雄

令和4年12月2日金曜日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」）との懇談会が開催された。日税連からは神津会長、石原専務理事、高橋専務理事、加藤専務理事、平総務部長、片山財務部長、市木制度部長が出席しての開催となった。

今年度のテーマは、インボイス制度、税理士試験、マイナンバー、納税者権利憲章等となった。以下はその要旨である。字数の制限により要約・意識をしているところがある旨をご容赦いただきたい。

**神津会長：**毎年全国青税とは懇談会をやっている、いつも大変前向きな意見をいただいている。税理士法も一段落し、今は会則の変更点の各会への浸透と、事務所設置基準について国税庁と詰めている。税理士法改正についてはいろいろご意見を頂戴したが理にかなった改正ができたと思っている。特に税理士の業務のデジタル化を条文に規定し、また特筆すべきこととして、受験制度の改正ができたことで、大手の簿記学校を中心に大変感触が良い。税理士を目指そうという方々が増えて税

理士制度をさらに盛り上げてくれるといい。

今日の議題の一つであるインボイス制度については日税連の意見をある程度国会議員、それから行政の方にもご理解いただいで、今度の税制改正大綱に載る予定だ。新聞等で報道されているように、基準期間の課税売上高1億円以下の企業については、1万円未満の支出についてインボイスが不要になる予定。また、免税事業者からの仕入れでも最初3年間は80%仕入税額控除できる制度を、当面の間とすることを我々は要望している。それも大体受け入れられる方向だと思っているが、これは来年10月の施行前に改正することは立法的に難しいという話をいただいでおり、今後の宿題だと考えている。

**山田全国青税会長（以下「山田」）：**コロナ禍でも毎年懇談会を続けていただき今年はコロナ前のような大人数で参加することができ大変嬉しく

思っている。

本年度全国青税では税理士の魅力をPRすることを一つの目的にして活動しており、学生さん向けのPR活動を行っている。税理士法改正では受験資格が緩和されたが、その後も税理士資格の取得のあり方、税理士試験制度改革について議論を進めているところで、一つ大きな議題としてお話をさせていただきたいと思っている。インボイス制度と、税理士制度それから納税環境整備、これらについては全国青税で本当に大事にしているテーマなので時間が許す限り活発に意見交換を行いたい。

## 奈良税務署元副署長の事件について

**多胡税理士制度対策委員長（以下「多胡」）：**本日は冒頭で当連盟が国税庁長官と大阪国税局長に宛てた抗議文を取り上げたい。内容に関しては報道の通り、本年9月に大阪国税局奈良税務署の当時の副署長



が近畿税理士会の奈良支部との間で行った飲酒を伴う意見交換会の場で、暴力行為および暴言行為があったということが発覚し、大阪国税局は元副署長に対して懲戒処分を行った。私たちとしてもその報道からわかることや周囲の情報収集により、この事件については看過できない許し難い行為であると考えている。また、被害届も出されて受理をされていると聞いている。近畿税理士会では会員向けサイトでこの事案に対して大阪国税局に嚴重に抗議を行い、再発防止を求めているという旨の報告が出ている。この件に関して日税連の受け止め方、並びに今後の抗議も含めて、具体的な行動の予定はあるか。

**石原専務理事**：この事件は近畿税理士会でも非常にナーバスな面がある。実際に被害を受けた女性会員の先生がいらっしゃると、近畿税理士会、奈良支部、あるいは個人の会員としての立場での行動といろいろあり、一方的にこうあるべきだということではできない。ただ、大阪国税局に対しては近畿税理士会は相当言っている。抗議も行い近畿税理士会の会報誌にはお詫びの文章が掲載されていたかと思う。ただ、それ以上の対応は、被害届も出されたということでのその後の進捗状況を見ない限り、逆にあまり触れられなくなったということもご理解いただきたい。従って日税連として国税庁に対して何か申し入れを行うことは今

のところ考えていない。

**多胡**：聞くところによると次の確定申告期について奈良支部においてはもう協力を仰がないという動きもあると聞いている。そうなると、税務支援の本来の目的は税理士会にとっても当局にとっても重要性が高いものだと思うので、そうなった時に影響を受けるのは納税者になる。これは奈良以外でも起こりうること。今回の事件については事実関係を正確に把握した上で、今後も必要に応じて意見を述べていきたい。

## インボイス制度について

**伊藤税制対策委員長**（以下「伊藤」）：インボイス制度の政府の激変緩和措置について質問させていただく。基準期間における課税売上高が1億円以下である課税事業者について6年間1万円未満の課税仕入れは帳簿のみで仕入税額控除を可能とし、また3年間の時限措置として、免税事業者が課税事業者に転換した場合の納税額を売上税額の20%とする方針であることが報道されている。これはどのような経緯であったのか。また日税連としては、今後どのような要望をする予定か。これは実質的な延期であり、インボイス制度の根本的な問題解決にはなっていない。8割控除の経過措置と同様、その期間が経過すれば結局免税事業者は経済取引から排除される恐れがある。また、適格請求書発行事業者の登録期限が原則

令和5年3月31日とされていることから考慮できる期間も短く、さらに現場が混乱するのではないかと危惧している。建議書にインボイス制度について抜本的に再検討すると記載があることから、インボイス制度の延期ではなく、廃止を視野に見据えて、免税事業者の保護救済を検討していただきたい。

**高橋専務理事**：建議書の中で一番重要な項目、最重要建議項目の一つ目として、適格請求書等保存方式の導入時期を延期するか少なくとも中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行うことを要望している。もとより、中小企業が現状のインフラあるいはそれぞれの事務能力で、このインボイス制度にこと細かく対応していくことはなかなか難しいだろうという懸念をずっと税理士会として表明してきた。また、市場取引において、万が一にもこの消費税の転嫁が行えない免税事業者があると、これは由々しき問題であることは承知している。

一方で、経済社会がデジタル化の推進に向かっている。中小企業はこれを一つのチャンスとして生かしていくということも、我々税理士が取り組むべき内容の一つだと考えている。このDXに遅れるということは、デジタル化が遅れるのではなくて業務の改革が遅れることになる。デジタルインボイスが導入されて、それが簡易な方法で廉価に使えるようになると中小企業が確信を持てるような状況

になれば、むしろそれは省力化に繋がったり、業務の変革に繋がるのではないかとということで、延期だけではなく中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行ってほしいという要望を掲げた。この建議書については6月29日に決議して提出したが、インボイスについては導入が間近だったため、5月に正副会長会の協議決定において緊急の提案を行った。それが3万円未満はインボイスを不要にする話と、インボイスを発行しない事業者からの仕入れについても8割控除できる期間について3年を当面の間とする提案であり、繰り返し要望してきた。

そのような中で今回、基準期間売上高1億円、1万円に満たないものという話が出てきた。もう一つの8割控除については、施行されていない中で見直しをするという立法事実が生まれえないという法制度のたてつけがあるので、施行されてからの話になることは冒頭で神津会長から申し上げた通り。また、新たに免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の消費税額2割の納税の措置は、我々の要望の中である程度の激変緩和の措置として受け入れていただいたと考えている。

**山田**：再度確認するが、元々日税連が免税事業者からの仕入れについて8割控除を当面とする要望をされていて、今回出てきた2割の納税というのはどう理解したらよいか。

**神津会長**：それは日税連とは関係ない。日税連の要望とは何のリンクもしていない。

**高橋専務理事**：8割控除については、免税事業者が市場取引から排除されないようにという配慮から我々要望している。一方で当局が今回出した課税売上高にかかる税額の2割納税というのは、むしろインボイス発行事業者になった事業者に対する施策だと思う。

**伊藤**：インボイスの登録期限がもう間近に迫っていることに対して何か提言をする予定はあるか。

**高橋専務理事**：実質その先6ヶ月も受け付けると思う。柔軟な対応がされるとお考えいただいて構わない。

**伊藤**：インボイスについてはもう廃止ではなく、導入前提というスタンスでいくということか。青税としては最後まで廃止を訴えて頑張りたい。

**石原専務理事**：廃止を含め考え方はいろいろあるだろう。我々も建議書の中で意見を言っている。ただ、もう既に決まっている法令に規定された納税義務を適正に実現していくことは我々の使命なので、納税者に損害を与えないように進める必要がある。

**伊藤**：反対しつつもインボイス登録はお客様に提案することになる。



## 税理士試験について

**多胡**：改正により来年の税理士試験から会計学科目について、学生を中心に受験者が大幅に増加することが予想される。多様な人材を業界に迎え入れるという点では、今回の緩和措置に一定の効果はあると思うが、受験資格要件を完全撤廃しなかったのはなぜか。関連して更なる緩和つまり次の改正において、受験資格を完全に廃止する可能性はあるか。また、会計学科目の合格者に税法の受験資格を与えていいのではないかと思うが、今回の改正並びに今後の動向をどう捉えているか。

**市木制度部長**：制度部で検討した中で、受験資格要件に求められている税理士の業務を行うために必要となる基礎的学識の検証をどこで行うか考えたときに、検証する場所がない状態で受験資格を完全に撤廃してしまうと一次試験のようなものを設定しないといけなくなる。そこまでの試験制度全体をいじるような改正を今回するのは拙速であると考え

え、そこは一旦置いて検討をした。受験資格というのは一度撤廃してしまうと、何か不都合が出たときにもう一回戻そうというのがおそらく不可能なので、撤廃については慎重に判断する必要がある。また会計学科目の合格をもって税法科目の受験資格要件にすることも議論したが、それは事実上の完全撤廃に近い議論になってしまうのでこちらも一回置いた。今後の更なる緩和については、まず今回の改正の効果を見極めないといけない。また、受験資格要件の緩和が税理士試験の最大の問題点かと言うときとそうではなく、他にもやらなければいけないことがある。そちらも並行して検討を進める必要がある。

**多胡：**現行でも日商簿記1級を合格すれば、税法を受けられる。高校2年生で1級を取れば、法人税を高校3年生で受けることができる。一方で例えば簿財に高校3年生で受かっても税法を受けられないというのは、整合性がどうなのか。あと今後の動向ということだが、令和5年から新制度が始まり、受験者数や合格者の結果が出るのが今ぐらい。平成22年の受験者の合計は5万1000人弱で令和4年直近では2万8000人となっており、我々はこの明らかな減少傾向については危機的な状況だと認識している。今言われた動向を見てというのはどれぐらいのスパンか。例えば3年程度を見た結果やはりこの緩和では足りない

というような時間的な余裕はあるのか。

**市木制度部長：**まず簿財を取っても税法を受けられないことについてはしかるべき指摘かと思うが、ただ簿財と日商簿記1級を考えると試験範囲も含めての一致はしていない。また制度部で最近税理士登録された方を中心に試験制度に対しての意見交換をしたときも、日商1級と簿財は似て非なるものという意見が結構あった。検証の話については、何年後にどれぐらい増えたかという数値目標は持っていない。税理士試験の受験者数の減少というのは受験資格要件のみが原因ではないと思っていて、やはり税理士がいかに魅力のある資格かを私達が高校生や大学生にPRすることはすごく大事だと思っている。そういったことを少しずつ進めていきながら、受験者が少しでも増えるような形を作っていきたい。

**石原専務理事：**受験資格について、日商簿記1級というのは受験資格の中で資格の要件としての1級。今回見直したのは学識のところなので、日商1級と会計学を比較するのなら、日商1級と実務経験2年を比べて話すということもしないといけないので、同レベルの議論というのは多分なじまない。どのぐらいのスパンを見てまた考え直すかという話は、寄付講座などで税理士の仕事、魅力を一生懸命伝えると、面白そうと言ってもらえるが、でも、税理士の選

択肢というのはセカンドキャリア。なぜなら間に合わないから。そこがまず発端で、早い段階で簿財をまず受けてもらうことを考えた。早く1回着手してもらい、その上で今後大学3年次以上でないとなれば税法を受けられない点について要望が出てくれば、見直さざるを得ないと考えている。求められることに対して、それが本当に必要だと判断できれば、やはり変えていかないとはいけない。

**多胡：**ということはその動向の結果としてのイメージとしては、例えば令和5年に簿財がドンと増えて、その方たちが6年7年の税法に移行して、受験者が順調に増えていけば、今回の緩和に一定の効果があったということになるか。

**市木制度部長：**その通り。簿記と財務諸表論はもう来年からは高校生が、もしかしたら中学生も受けることができる。そういう方々が合格して、私としてはもう世の中に簿財合格者が溢れてもいいと思っている。その方がむしろ好ましくて、そういう方が何か資格を取ろうと思った時、税理士試験に向かう予備軍になってくれる。就職時にも簿財合格は国家試験の科目合格になるので履歴書に記載することができ有利になる。簿財合格が早くできるというのは、大きなインセンティブになると思っている。

**多胡：**我々も動向を見ながら必

要な意見は述べていきたい。また、試験制度もセットで考えないといけない。2019年4月の日税連制度部の答申において、平成26年の法改正における未実現項目については、当時の議論と法改正後の運用状況から検証を行った結果、基本的に引き続き要望すべきことを確認したとある。弁護士、会計士、修士学位、OB、いわゆる資格取得のルートについて、今後廃止も含めて、例えば弁護士には会計科目を、会計士には税法科目の合格、OBについては最低限全部免除がないように、指定研修を維持するにしても、何らかの受験を課するといった方法で能力担保措置を厳格に講じるべきだと思う。受験資格を緩和することで税理士試験ルートに誘導したとしても、他のルートではこういうふうになれるというのが残った状態ではなかなか試験制度の魅力に繋がらないと考える。税理士になるのであれば、税理士試験を受験するという流れをきっちりと確立していくことが大事であり、今度は税理士試験そのものが現行でいいのかが議論になる。

質の検証という点では、税理士法6条に、税理士となるのに必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することを目的に試験を行うと規定されている。ただ、近年の試験問題を見ると、やや改善をされてきているとはいえ、まだまだ制度の概要を単純に書かせるという内容であり、受験者は、専門学校が用意した税法条文を書いた本

をある程度暗記した上でこれを吐き出すという試験にならざるを得ない。会計士法には、その試験のあり方について受験者が会計士となろうとする者に必要な学識およびその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため知識を有するかどうかの判定に偏することなく実践的な思考力判断力等の判定に用いなければならないという規定がある。例えばこれを税理士法に入れれば、試験そのものが法律の拘束を受けて変わっているのではないかと。試験科目についても、新設や廃止も含めて検討すべき。令和4年2月に我々が日税連宛に提出した意見書では、所得法人相続消費の国税4法の中から3科目を選択すべきで、簿財と合わせて計5科目に合格したものを試験合格者とするとした。

また、試験制度に対する透明性・信頼性・公平性も重要。透明性というのは、試験の正答模範解答も含めて、正しい答えが明らかにされないところ。信頼性公平性の点は例えば採点の基準、合格の基準が不明確な点。司法試験、司法書士試験、公認会計士も社労士試験もきっちり正答というのを出している。会計士にいたっては、偏差値等を計算して一定の算式で求めた得点、出された得点以上の成績を取めたものを合格させているということを正式に公表している。税理士試験でなぜそれができないのかと疑問であり、今後試験制度のあり方について日税連としてはどのよ

うに考えているか。

市木制度部長：まず答申を受けての税理士となる資格を有する者が試験合格者を原則とすべきだという意見に関しては、その通り。それをベースに制度設計されるべきだということについては、制度部としてもそう考えているし、皆さんと考えている目線は全く変わってない。今回の法改正では、あくまでも26年改正のときに一定の措置がされて、特に公認会計士については29年から新制度の合格者になるので、まだ移行期間が短い中で議論の俎上に上げにくいというのがまずあったということと、26年改正で一定の措置を経ているので、仮にそれと違う何か一つの突破をしなければならないとすると、同じ理屈では通らない。状況の変化も見つつ、これまではない視点で様々な議論をしていければ、一つずつ俎上に上がっていくと思っている。また現行試験制度の話で受験資格の緩和のみをもって全てが解消するとは思っていない。試験本体の内容について何かしらの改善をするべきだというのは、私達も認識している。継続して議論をお預かりしている状態だ。

科目の整備についても検討はしているが、ポイントとして大きく二つに分ける必要がある。

一つは法改正をしないとできないことで、もう一つが法改正をせずとも運用面で変えられること。運用面で変えら

れることであれば比較的早く対応できるはずなので、そこはきちんと論点整理した上で国税庁や国税審議会などにどんどん提案していくべきと思いつながら今整理している。ご意見をいただいている試験回数や応用能力を問うべきだということはしっかり取り上げて議論している。透明性については国税庁から出題のポイントが公表されていて、一定の措置を取ろうとしているのが見てとれる。

**石原専務理事：**合格基準は政令で決まっているので60%だ。昨日合格発表があったが簿記論23%、一番低いので今回は消費税11.4%。倍ぐらい合格率が変わってきている。最近10%を割ることは多分なくなってきていて、これは受験者の資質が上がっていると考えべきだと思う。受験予備校の勉強方法がマイナスだとは思わない。試験問題については、理解力を問う問題も増えていると思うが、試験内容の継続性も大事。思考能力も問うし、法令に規定されたことをきちんと書けるかどうかも問う。理論で採点は難しいと言うが、税法の理論に限って言えば課税要件確定のことを聞いているのは間違いないので、まず課税要件をしっかりと書いていけば、点数になるはず。理論の暗記について否定的に言われることがあるが、あのように書く方が課税要件は外れない。条文の丸暗記も悪いことではない。

**多胡：**私も丸暗記が全く悪とは思っていない。知識を得るということで必要、実務においても必要なことだと思っている。

先ほど申し上げた通り試験制度と資格取得のあり方をセットで考えて今後我々も議論をもっと深めて意見を述べていきたい。

## マイナンバーについて

**加納納税環境整備委員長（以下「加納」）：**マイナンバー制度の運用強化について質問させていただく。本年10月にデジタル庁および現行の健康保険証を令和6年秋をめどに廃止し、保険証機能はマイナンバーカードへ一本化する方針が公表された。これにより実質マイナンバーカードを強制取得しなければならない状況となる。しかし制度が本格スタートし6年が経過しているにもかかわらず、現状ではマイナンバーカードの取得率は50%強。この結果を見る限り、国民が積極的に取得しようとしているとは言えず、利便性を感じないという理由もあると思うが、マイナンバーカードに対するセキュリティの不安が原因のように感じている。事実、2018年12月初めに発覚した国税庁の個人番号を含む個人情報70万件の違法な再委託のケース、あと日本年金機構からの個人情報大量流出そしてそれを委託した企業が中国企業へ違法に再委託して、その中国企業が杜撰なデータ入力処理をしていたケースなど、これまでも行

政機関によるセキュリティの問題が何度も起こっている。こうした体制を抜本的に改善せず、法整備も十分でない中、マイナンバーカードの実質強制導入に踏み切るのは大変問題があると考えているが、日税連としてはどのように考えているか。

**高橋専務理事：**まず今、税と社会保障について個人番号制度がとられていることについては、課税をするという意味においては、適正な運営の実現を図るためのツールでは問題がないと思っている。ただ個人番号制度だけではなくてあらゆる情報がデジタル化の中でフィッシングをされたり、ハッキングされたり、様々なことで情報が漏洩しやすくなっている環境があるので、我々税理士の業務においても注意しなければいけない。番号制度は税制度そのものではないが、納税環境の中では非常に重要なものであり、税務行政のDXが進む中でマイナンバーが中心になるだろうと思っている。

**加納：**ツールとしては問題なく、業務の効率化に繋がるという話だが、今年3月の確定申告ではe-Taxの接続障害があり、現場は大混乱し、国税庁からの発表も二転三転した。結局そういったところも全く想定せずに法的な手当も遅れているというのは大変問題があり、それ以前に電子申告しないと65万円控除できないというやり方というのは、非常に問題がある。接続

障害が起こるような脆弱なシステムというのは非常に問題だと思っているが、日税連の問題意識や国税庁に何か言うということはあるのか。

**高橋専務理事**：強く言っている。確定申告の接続障害については国税庁長官が神津会長にお詫びにくるということがあった。税理士界にも掲載しているが、伝えるべきことは伝えている。

**加納**：マイナンバーに関しても、いろいろな不祥事が起きているような状況でとても体制が整っているとは思えず、このままマイナンバーカードを進めるとするのは危険なように思うが、危険性の認識はあるか。

**高橋専務理事**：デジタルガバメントという流れで言うと、各省庁縦割りだったものを、今デジタル庁が一括でデジタルガバメントを管理しようというふうに、政府が動き始めたところだと考えている。例えば個人であれば、マイナンバーカードを作りマイナ

ポータルを使い、法人であればg biz idを使うということで、少しずつインフラが整っていったって、各省庁共通の仕組みになっていくだろうと思われる。これからは外注の業者に投げるようなことがなくなるのではないかと期待している。

**石原専務理事**：今回どうして告示で延長できなかったかという話では、国税庁内でもやっていた、次そういうことが起きたら、すぐそのような対応ができるということを聞いている。

**加納**：今回のe-Taxに関してそれで改善するのであればよいが、マイナンバーに関しては令和6年秋まであと2年弱であり、本当にできるのかという不安を感じる。

### 納税者権利憲章について

**加納**：納税者権利憲章の制定に向けて質問させていただく。納税者の権利擁護の観点で、法整備が十分になされていないと思っている。先進国で納

税者権利憲章が制定されていないのは日本だけであり、これは民主主義を標榜している国家として大変由々しき問題である。税理士法1条で税理士の使命として、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえとあるだけに、その信頼にこたえるためには、税理士はもっと憲章の制定に向けて動いていかなければならない。しかし平成23年に納税者権利憲章の制定が見送られて以降、一向に議論が進む気配がない。日税連ではこの状況をどのように考え、現在どのような活動を行っているのか。

**石原専務理事**：納税者憲章の話でいくと通則法絡みになる。1条で納税者の権利擁護をということについては、私は納税者の権利擁護という文言を明記すべきではないと思っている。権利擁護だけが独り歩きしてしまう。権利擁護がそういうものではないと考えていることは理解しているが、それでも明記することで誤解を生んでしまう。お客さんから納税者の権利を擁護する立場だろうと言われた時にどう言うかというのが、そこで責められたら現場でなかなか大変だろうという思いがある。だから法令に規定された納税義務を適正に実現するとなっている。あと、当然権利も義務も含めたところできちっと書く憲章であるという認識でいる。

**神津会長**：建議書に納税者憲章については、国税通則法に納



税者の権利擁護の保護に資する旨の文言を追加すべきであると書いている。そのスタンスはずっと崩していない。

**加納：**ずっと入れていることは当連盟としても承知はしているが、なかなか動いていかないという状況。現状どうなっているのか教えていただきたい。

**高橋専務理事：**我々税制改正を求めていくというときには、どうしても今喫緊の課題からになる。全部説明できないので重要建議だけを説明して、それもかいつまんで説明する、あるいは今回のインボイスについては具体的にこれをやってほしいということで説明しているのが現状。ただ、おそらく全てに目を通していただいていると思う。

**山田：**ちょうどインボイスの話があったので、消費税の納税義務者が今後多数出てくることが想定される。その滞納処分とか、整理の話とかがかなり件数も増えてくるのではないかと。そのときに納税者権利憲章の中で書いていることを言うと、納税者は課税庁から丁寧かつ配慮ある対応を受ける必要がある。自らの申告について真実性誠実性を求められる。この辺りは、ちょうどこのインボイスの話も含めて、納税者権利憲章というのをきちんと確保していく、主張していくということも必要ではないかというふうに考

えている。

**石原専務理事：**当局は一定の整理は民主党政権の後ぐらいにできたという認識をたぶん持っている。政治家は少し違って、税理士さんたちが頑張ったら守れるのではという政治家もいる。

**加納：**最終的には税理士が納税者を守っていかないとはいえないし、そのための勉強やスキルを身につけるのは大変重要だと思うが、我々が問題視しているのが、国税側から何か処分され、それに対して不服申立てをしたときに、現状では同じ土俵で戦える状況ではないところが諸々あると思う。そういったところも変えていかないと、権利擁護の点で税理士としての職務を果たせない、使命を果たせないと思っている。

例えば不服審判所が実質的には国税庁で管理されていたり、裁判所調査官が国税庁から出向していたり、審判所の審判官が3人のうち、行政が2人で民間1人が基本となっている。

**高橋専務理事：**不服審判所は今審判官登用は民間半分というところ。今の2人1人の比率でいうと、民間2人のときには国側1人、国側の人2人のときは民間1人必ず入れると。なおかつその民間から登用、税理士を含めて登用されるようになってから簡単に言うと、納税者側の勝率は明らかに向上している。行政不服審査法の改正以降、特にそこ

は改善されているなという感じはする。

**加納：**合議に関しては改善が進んでいる状況だとしても、不服審判所の管轄が国税庁ということになるとどうしても違和感がある。やはり中立的な機関として設置した方がいいと考えている。

**高橋専務理事：**基本的に行政不服審査法に基づいて設置され、運用されているので、私は公正な制度になっていると考えている。

**神津会長：**納税者の権利擁護について、税理士法1条に入れるべきという意見だが、これは当然の意見。これは税理士法ができたときの国会審議の中で政府委員の方がこの第1条の文言の中には、当然、納税者の権利を擁護するという意味も含まれているという答弁があって、それによって反論は難しくなっている。立法当時の含まれているというのを突き崩す理論を考えていただきたい。また青税の中から国税不服審判所の審判官に応募していただき、若い方がそういうところに行っていただきたいと思う。

**加納：**権利憲章に関して意見集約を今行っており、要望書という形で今年の夏提出できればと思って動いている。引き続きよろしくお願ひしたい。

# 韓国税務士考試会定期總會出席報告

国際部長 山本 祥嗣

2022年11月、まだ世間はコロナの脅威に一喜一憂している中、山田会長以下4名は関西国際空港に集結しました。山田会長、東総務部長、国際部員の稲葉会員と、国際部長の私の4名です。

去る2022年8月の全国大会では、まだコロナがひどくて韓国税務士考試会のみなさんを招待することはできませんでした。11月も訪韓は難しいと考えていたため、2022年10月28日に考試会役員とのZoom顔合わせ会を行いました。訪韓メンバー以外も顔を見て挨拶をすることができ、国をまたいでもテクノロジーの力で交流は可能であるとの実感を得た良い機会でした。

しかし急展開、コロナが落ち着き日韓の渡航制限がなくなったとのことで、考試会から招待を受け、3年ぶりの訪韓となりました。どこかにしまっておいたパスポートを探し出し、新鮮な気持ちで国際線の航空券を手配しました。

前日夕方に到着した我々は、ホテル近くの飲食店にて手厚く歓迎を受けました。イ・チャンシク会長をはじめ役員の皆様との再会を楽しむこととなりました。会ったことがある、お互いに覚えている、言葉は通じないとしても、異国の地に同志がいるという感覚はとても楽しいものです。

一夜明けて、総会は夕方からの開始だったので、ソウル市内の観光をさせていただきました。ロッテタワーでは地上約500mから晴天のソウル市街の眺望を楽しみました。夕方、ソウルのソノフェリチェコンベンションセンターにて、いよいよ総会に出席します。山田会長は落ち着かない様子。この時のために、韓国語でのスピーチを練習してきました。冒頭の「オレガンマニンミダ！（お久しぶりです！）」元気に挨拶し、考試会の皆様からも歓迎の拍手を受けました。

懇親会では、会長同士、恒例のプレゼント交換を行いました。山田会長からは京都の色紙掛軸と、奥様手作りのポーセラーツの器を贈り、イ・ソクチョン新会長からは様々な形に変えられる木製の器をいただきました。全青税と考試会、景色や形が変わろうとも両団体の交流は続けていこうという、両会長からの親睦の気持ちを交換し



ました。二次会でも遅くまで多くの考試会会員に囲まれ、今後の交流を約束しました。

最終日、午後の福岡理事会へ向かう我々はホテルを6時半に出発する強行スケジュール、にもかかわらず考試会役員の皆様がホテルまでお見送りに来ていただきました。朝食の時間が無い我々にささやかな食事を渡してくれました。お金を使うことだけが交流ではなく、こういった小さな思いやりに大きく感動するものです。お互いのことを想い行動してきた結果が、現在の全青税と考試会の交流の歴史を作っています。その1ページに加わることができたのは、かけがえのない経験です。



## 法対策部より活動報告

法対策部長 藤原 功子 (近畿)



### 1. はじめに

今年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：多胡勘九郎会員／近畿）、税制対策委員会（委員長：伊藤美穂会員／神奈川）及び納税環境整備対策委員会（委員長：加納豊彦会員／東京）の3つの委員会を設けて、主に「新時代の税理士法の確立」「あるべき租税制度の確立」「納税者権利憲章の制定」に向け議論を交わし、意見書の提出などの活動を行いました。

ここでは、原稿執筆時点までこの1年を通じて行った活動について、私見も交えて報告させていただきます。

なお原稿執筆時点において、提出を検討し法対策部会において議論しているものがありますが、議論の上、理事会の承認を得ることができ、提出が叶いましたら提出した意見書として全青税 HP および議案書に掲載されていますので、そちらをご確認いただければ幸いです。

### 2. 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）（雑所得の例示等）に対する意見

令和4年8月1日、国税庁より、シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動にかかる

所得」や「副業に係る所得」における所得区分の判定の難しさに対応するために、所得税基本通達を改正し雑所得の範囲を明確化することに対する意見公募手続が行われた。

これを受けて、早速8月21日に開催した拡大法対策部会で議論し、この通達改正が形式基準の設定により納税者の予測可能性を確保する目的であることは理解できるものの、申告納税制度のもと事業所得であるか雑所得であるかの判断はあくまでも納税者であり、通達改正において金額に言及することには問題がある等の理由からこの通達改正は再検討すべきである、という意見を取り纏め、8月30日に提出した。この意見公募手続は報道等でも取り上げられ、結果として7,059件の意見が提出されたことにより、改正案が一部修正される形となった。

この意見公募手続きへの対応は、山田執行部発足直後の時期であり、部員同士のコミュニケーションも十分な状況ではなかったが、多くの部員から様々な意見が出され、私自身にとって法対策部の高い志を感じながらのスタートとなった。

### 3. インボイス制度の廃止を求める要望書

インボイス制度の開始まで1

年を切り、これまで反対の立場であった日税連も大幅なトーンダウンをしてしまったが、今一度、日税連にはインボイス制度の廃止に向けて積極的な行動を起こしてもらわなければならない。そのために、私たちがインボイス制度に反対する理由を大きく3つの視点に分け意見を取り纏め、10月18日に日税連へ要望書を提出した。また、日税連へ要望するだけでなく、各方面への直接的な働きかけが必要であることから、11月22日に財務省及び日税政へも同様の要望書を提出した。

### 4. 奈良税務署元副署長による暴言及び暴力事件に対する抗議文

大阪国税局奈良税務署の当時の副署長が、近畿税理士会奈良支部の女性税理士に対し、暴言を吐いたうえに暴力行為を行ったという報道を受け、可能な限りの情報収集を行った。山田会長や私が近畿税理士会所属であるため、報道の内容が大きく誤ったものではないことを確認することができた。そのうえで、当時の副署長の一方的な行為は、まるで税理士が税務署の下請けであるかのような誤った認識のもとに行われた可能性が高く、国民・納税者の税務行政に対する信頼を損なうだけでな

く、税理士会と税務当局との信頼協調関係をも毀損する許しがたいものであるという抗議の意を示すために、11月22日に国税庁及び大阪国税局へ抗議文を提出した。

## 5. 日本税理士会連合会との懇談会

12月2日、日税連会館において、日税連執行部との懇談会を開催した。開催決定後は、懇談会当日を含め合計4回の事前打ち合わせを行い質問内容について検討するとともに、参加者全員で意見を伝えるという気持ちを持って本番へ臨むことを確認しあった。

この懇談会は、日税連執行部と議論ができる貴重な場であり、法対策部長の役割も非常に重要であるが、肝心なところで新型コロナウイルスに感染してしまい当日出席できなかったことが痛恨の極みである。山田会長をはじめ参加者の皆様へ多大なご迷惑をお掛けしたことを大変申し訳なく思う。

懇談内容については、広報誌の日税連懇談会の記録をご覧いただきたい。

## 6. 税制改正に関する要望書

2月17日、日税連に令和6年（2024年）度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は伊藤委員長を中心に、9月の法対策部会から具体的な議論をはじめた。年明け早々に行った拡大法対策部会を含め、9月から1月までの部会のほとんどの時間を税制改正に関する要望書の議論に費やした。理事会において幾度も協議を重ね、広く意見を求め、部員以外からの意見

も踏まえたうえで、さらに検討を重ねた。そして、2月の理事会で無事に審議承認され、提出へと至った。

主権者である国民が納得できる租税制度の実現、公平な税制の実現、明確でわかりやすく事務負担の少ない税制の実現を目指して要望書の作成に取り組んだが、毎年部員が変わっていく中で各項目について独自の意見を持つ者も多く、一つ一つの要望項目について、新たな気持ちで取り組むことができたが、議論を交わす中で意見が分かれる場面もあった。例えば、消費税に関する要望項目において複数税率の廃止という意見は一致したとしても、消費税率を引下げべきなのか引上げるべきなのかということに関しては意見が分かれることもある。そのようなときは、前年度に提出した税制改正要望書の意見の方向性を尊重することにしたのであるが、これは、長く続いている税制改正要望書の作成において、税制改正によって制度そのものが変わらない限りは、前年度の方向性を大きく変えないという今年度の方針によるものである。

## 7. 所得税及び復興特別所得税の申告書様式に関する要望書

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の申告より、これまで申告書第一表に記載していた税理士法第33条に基づく税理士の署名や法第30条及び法第33条の2に関する項目については、申告書第二表へ記載するように変更された。

しかし、これらの項目は、納

税者と税理士にとっては、税理士の代理権限や作成した税務書類への責任、税務に関する専門家としての立場からの判断などを明確にするうえで重要であり、申告書様式において一目で明らかになる状態であることが極めて重要と判断した。そこで、3月27日に、税理士署名欄などについて申告書第一表へ記載欄を設けるよう、国税庁へ要望書を提出した。

## 8. 次期税理士法改正に向けての意見書

令和4年税理士法改正において、多様な人材の確保を図る観点から会計学科目における受験資格が撤廃された。しかし、税理士の資格取得や税理士試験制度のあり方については、次期税理士法改正に向けて更なる検討の必要がある。そこで、多胡委員長が中心となって、税理士資格の付与についての原則的考え方や、他の資格等により税理士となる者へ課すべき要件の見直し、試験内容そのものも見直しなどを中心に議論を交わし、意見を取りまとめた。その後、5月19日に日税連へ意見書を提出した。

## 9. 国会議員への陳情活動

5月24日、国会議員への陳情活動を行った。今回は約5か月後に開始するインボイス制度の即刻廃止を求めて、陳情を行った。陳情用の資料は、部会において部員の意見を取り入れて作成した。陳情を行った国会議員は皆、消費税法に理解が深く、インボイス制度に反対の立場であるため、陳情では、事業者間のやり取りの中で現実に起

きていることを伝えることに徹した。具体的には、下請業者に対して適格請求書登録番号の取得を促す内容のメールが送られてきている事実などを伝えたが、このような現場で起こっていることを国会議員がすべて把握できるわけがなく、事業者にとって身近な存在である私たち税理士が、納税者の声を国会議員へ届けることは非常に重要なことであると感じた。

## 10. おわりに

法対策部会は、基本的に毎月行われる理事会の午前中に行いますが、月に一度の部会では到底時間が足りず、今年度は8

月、1月、4月に拡大法対策部会を開催しました。今年度も様々な議題について議論しましたが、私の力不足ゆえ、上手く取りまとめられなかった場面も多々ありました。また、今年度の法対策部がスタートしてから年明け1月頃までは、タイムリミットから逆算して、ほとんどの時間を伊藤委員長率いる税制対策委員会に費やし、税理士制度対策委員会や納税環境整備委員会のテーマについてじっくりと議論を交わす時間がとれない状況が続き、申し訳なく感じておりました。しかし、その間、多胡委員長と加納委員長が着々と準備を進めてくれたおかげ

で、予定していた税理士法改正に関する意見書や納税者権利憲章に関する要望書についても、年度内に議論の成果を出すことができました。

毎回、延長を前提に部会を開催し、参加者にゆっくりとご当地ランチを楽しんでいただく時間を確保することができない部長でしたが、山田会長をはじめ三委員長と部員の皆様が支えてくださったおかげで、法対策部長としてこの一年を乗り切ることができました。

法対策部の活動にご協力いただいたすべての皆様に深く感謝を申し上げ、結びの報告とさせていただきます。



## あ と が き

6月初旬、今回の広報誌を編集するにあたって、会長はじめ執行部のみなさんにこの1年を振り返る原稿を書いてもらいました。順調に原稿は揃いましたが、みなさん各々の役割を完遂すべく残り2か月のラストスパートに突入していて、1年を振り返るにはちょっと早かったかな？と思いつつの編集作業でした。

全青税の今事業年度も終盤に差し掛かったところで、コロナの長いトンネルはようやく出口を迎えました。今期はまだコロナの影響がありましたが、来期は制限なく活動ができそうです。この1年を振り返り、新しい1年が始まる。全国大会はもうすぐそこです！

広報部長 宮島 富久雄